

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 被災者用仮設住宅の建築費用の取り扱い

##### 《内容》

この度の台風の被害で、顧問先の会社の従業員等の居宅等が全・半壊したものが多数出てきて、早急に従業員の生活支援のために、工場敷地の余地に仮設住宅を建てることになりました。

このような従業員等の住居として一時的に使用するいわゆる仮設住宅を取得設置した場合の組立て、設置のために要した金額は、その居住の用に供した日の属する事業年度において費用として経理することは認められるのですか。

### 『答』

会社が、被災した従業員等の仮設住宅の用に供する仮設住宅用資材の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合、このような仮設住宅の組立て、設置のために要した金額について、その居住の用に供した日の属する事業年度において費用に認められます。

### (解説)

- 1 最近では地震や台風などの異常気象が多発しています。このようなことから、会社などが行う被災した従業員等に対する仮設住宅の提供は、災害という緊急性に鑑みてその拠出が行われるものであり、また、人道的見地や社会的要請に基づいて行われるものが多いものと思います。
- 2 このような仮設住宅は、避難生活を余儀なくされた被災者がその生活を再建するまでの間、一時的に使用されるものであり、被災者がそれまで住んでいた仮設住宅を退去した後には、解体や取壊しが行われることから、その組立て、設置費用の支出効果が及ぶ期間も短期間となると捉えられます。
- 3 そこで、会社が、被災した従業員等の仮設住宅の用に供する資材の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合、法人税基本通達7-3-17の3の規定により、当該仮設住宅の組立て、設置のために要した金額について、その居住の用に供した日の属する事業年度において費用として経理したときには、これを認めることとされています。
- 4 なお、会社が取得をした仮設住宅用資材について、これを反復して使用する（仮設住宅として使用した後に他の用途に転用・再利用する）ことを予定している場合には、通常は、原則として、耐用年

数省令別表第一に掲げる「建物」の「簡易建物」の「仮設のもの」の7年で減価償却することになりますが、仮設住宅のためにのみ使用することとしている場合には、仮設住宅に使用すると見込まれる期間（1年未満の端数は切り捨てる。）を耐用年数として償却することが認められます。ただし、この場合においては、その取得価額から当該見積使用可能期間に基づき算定した処分見込価額を控除した金額を基礎として償却額を計算することになります。

- 5 また、法人が、仮設住宅の一部を自己の従業員等以外の被災者の居住の用に供した場合においても、上記3と同様の経理が認められています。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。